

第 7 7 回平塚市開発審査会 会議録

開催日時		平成 2 6 年 1 2 月 1 8 日 (木) 1 6 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで				
開催場所		平塚市役所 本館 6 階 6 1 9 会議室				
出席者	委員	柳沢会長、杉崎会長職務代理、石崎委員、津田委員、高橋委員				
	処分庁	まちづくり政策部 難波部長 開発指導課 石川課長、坂本主管、齋藤主査、伊藤技師				
	関係課	無				
	事務局	まちづくり政策部 まちづくり政策課 小野間課長、熊澤課長代理、高橋主任				
欠席者	委員	無				
会議公開の取扱い		公開	一部公開	非公開	傍聴人	0 名
議 長		柳沢会長				
会 議 録 署名委員		柳沢会長、高橋委員				
<p>会議内容</p> <p>1 開会</p> <p>事務局から出席委員数が委員数 5 人の過半数に達しているため平塚市開発審査会条例第 6 条 第 2 項 の規定により本審査会は成立する旨を報告。</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 議案 1 提案基準第 2 0 号建築物の用途変更に係る許可について (1 件)</p> <p>処分庁から案件概要説明</p> <p>委員質疑</p> <p>一部畑があるが、農地法の許可は確認できているか。開発許可が必要な増築はないのか。畑があると質の変更になるのではないか。</p>						

処分庁回答

農地転用許可は協議済みです。増築は平成3年にありますが、開発許可は不要です。課税評価が宅地であると開発許可が不要です。

委員質疑

10年以上の居住実績が必要だという理由はなにか。

処分庁回答

一身専属制の解除を念頭に10年という期間を設定しています。その他の類似案件も差別化を図る必要性がないことからこのように運用しています。

委員意見

許可する際の観点としては、用途変更の開発許可結果により市街化を促進しないこと。並びに、周辺環境に大きな影響を与えないこと。また、具体的にどのような事務所かを特定したうえで許可することが必要だと考えます。

以上のほか質疑等もないため本案件について承認してもよいかとの議長の問いに対して、委員全員が良いと回答し、承認するとの議長のまとめ。

(2) 議案2 開発許可を受けた土地における建築等の制限 「法第42条第1項ただし書き許可」の取扱いについて

平塚市開発審査会の会議・会議録の公開指針」の規定により、会議録は非公開とします。

3 閉会

以上

上記会議の顛末について記載し、ここに署名押印する。

平塚市開発審査会会長

_____ 印

上記会議の顛末について相違ないことを証し、ここに署名押印する。

会議録署名委員

_____ 印